「議会基本条例素案についての市民と議会の意見交換会」の記録

日　時：平成25年４月23日（火曜日）午後７時00分から午後８時37分
会　場：八王子市学園都市センター　イベントホール
主　催：八王子市議会・議会基本条例策定特別委員会
出　席：議長及び議会基本条例策定特別委員

開　会

◆荻田米蔵副委員長

皆さん、こんばんは。本日は大変お忙しい中、議会基本条例素案についての市民と議会の意見交換会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます議会基本条例策定特別委員会副委員長の荻田米蔵と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、お知らせをさせていただきます。本日は、意見交換会の様子を写真撮影させていただきますので、あらかじめ御了承願います。また、八王子テレメディアの取材撮影があると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。また、本日は手話通訳を手話通訳協力者の会の皆さんにお願いしております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから議会基本条例素案についての市民と議会の意見交換会を開会いたします。開会に当たり、八王子市議会議長の水野淳より御挨拶申し上げます。

議長あいさつ

◆水野淳議長

ただいま御紹介いただきました市議会議長を務めております水野淳でございます。

本日は、議会基本条例素案についての市民と議会の意見交換会の開催に当たり、市議会を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

皆様、本日はお忙しいところ、この意見交換会に御参加をいただきまして、まことにありがとうございます。本市議会ではこれまでも会派代表者による会議などにおいて、議会改革について多くの議論がなされてまいりました。その結果、数々の議会改革が実施されたところであります。

しかし、市民の皆さんから議会及び議員の役割、活動内容などを問われたときに、これを明確に示すものがないとの意見があったことも事実であります。こうした状況において、前議長の就任時に、議会基本条例の制定を視野に入れながら、さらに市民目線に立った議会運営を行うべきとの発言があったことから、平成22年４月に議会基本条例等検討会を立ち上げ、翌年３月、同検討会から報告書が提出されました。

この報告を受けて、さらに平成23年６月、私が議長に就任したときの挨拶において、議会基本条例の制定を全会一致をもって制定したいと宣言をいたしました。これを契機として、同年10月に議会基本条例素案準備会を設置し、合計16回の会議を重ね、本年１月に答申書が提出されたところであります。

この素案の策定に当たりましては、各委員の考え方が必ずしも一致しない場合もありましたことから、多くの時間を費やしましたが、この間、それぞれの委員が積極的な議論を通してお互い歩み寄りながら、今回の素案が完成したと聞いております。この素案につきましては、既に今月15日から市民の皆さんの御意見を伺うため、パブリックコメントを開始いたしております。今後は、本日いただいた御意見やパブリックコメントの御意見を踏まえ、特別委員会でさらに検討し、成案としていく予定です。

最後になりますが、本日の意見交換会において市民の皆様から多くの御意見をいただけることを期待いたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

本日の進行について　及び　委員の紹介

◆荻田米蔵副委員長

では、初めに、本日の意見交換会の進め方について御説明させていただきます。

まず、素案の説明を各担当委員から行いまして、終了しましたら、一旦休憩をとります。

皆様からの御意見や御質問は、あらかじめ受付でお配りしましたＡ５判の質問記入票に意見等を書き込んでいただいたものを休憩中に回収させていただきます。それを集約しまして、再開後に各委員から回答させていただきます。

最後に時間がありましたら、会場の方からも直接、御意見等をお受けする時間を設けたいと思っております。また、お帰りの際、本日の意見交換会についてのアンケートを御用意させていただきましたので、御協力をお願いいたします。なお、本日お配りした資料は、今月、４月15日から来月、５月15日まで実施しておりますパブリックコメント用配付資料と同じものになっております。

それでは、ここで、本日の運営に当たる議会基本条例策定特別委員会の委員を紹介させていただきます。

伊藤裕司委員長、井上睦子委員、伊藤祥広委員、島内幸恵委員、安藤修三委員、山越拓児委員、中島正寿委員、浜中賢司委員、鳴海有理委員、鈴木勇次委員、村松徹委員、鈴木玲央委員、星野直美委員、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、素案の説明をさせていただきます。まず、全体についての説明を委員長から行い、その後、各担当の委員より条文についての詳しい説明をしていきます。それでは、よろしくお願いいたします。

委員による素案についての説明

◆伊藤裕司委員長

委員長の伊藤裕司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに、ようこそお越しいただきました。お待ちいたしておりました。ありがとうございます。お時間の許す範囲で、ぜひ忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。

先ほど来御説明がありましたように、この２月に特別委員会が立ち上がりました。その委員長を務めさせていただいております。その前に、素案準備会というのがありまして、毎月１回、計16回、１年半ぐらいにわたりまして素案をつくってまいりました。その答申が出たのが、この１月でございました。それを受けて特別委員会が２月に正式にスタートをしました。できましたら、早い時期に議会に上程して、成案になるように今努力しているところでございます。

それでは、簡単に全体の説明をさせていただきますので、お手元にあります資料の２ページをおあけください。「条文の構成ともくじ」とありますけれども、かいつまんで御案内いたします

が、前文から第６章までありますけれども、前文はこの条例の背景とか考え方を述べております。

それから第１章、総則。これは条例を制定した目的、こういったものを中心に書かれております。

第２章市民との関係では、市民の参加、あるいはきょうのような市民との意見交換会などの規定がございます。

第３章市長との関係では、議会の役割として市長を初めとする執行機関の監視役、そういったものの規定がございます。

第４章は、議会の運営。

それから第５章は議員の政治倫理、定数、報酬。いわゆる議員としての倫理観とか、議員定数や議員報酬、この手続についての規定でございます。

最後に第６章は、最高規範性。八王子市議会にはいろいろ条例がありますけれども、その中でも最高の条例である、最高規範の条例であるという位置づけをとっております。

以上、大まかな全体の御案内ですけれども、本日は意見交換会で皆さんの御意見をお聞きしたいということで開催させていただきました。遠慮なく意見や質問を出していただいて、我々はそれを条例策定に反映したいと思っております。きょうはそういう会でございます。どしどし御質問をお寄せいただきたいと思います。時間の許す範囲で本日は実りのある意見交換会となるようにと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◆荻田米蔵副委員長

それでは条文の説明に入ってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

◆安藤修三委員

皆さん、こんばんは。安藤修三です。それでは前文から説明をさせていただきたいと思います。先ほど委員長からもありましたが、前文については、八王子の地域特性、本条例の趣旨や、制定に至った背景などをお示ししているところであります。そして最後に、我々がこの条例を策定するに当たっての決意のようなものを書かせていただいております。

それでは、第一段落から行かせていただきますが、第一段落に関しては、主に八王子の地域特性、非常に広い市域を有しており、市街地や丘陵地、もしくはニュータウンなどのさまざまな生活圏が存在していて、八王子の特性としては、そのさまざまな生活圏に根差した、さまざまな民意というのが存在しているということをうたっております。

第二段落に行きますと、そのさまざまな多様な民意をしっかりと的確に市政に反映していくために、これまで以上に我々八王子市議会は議会改革を推進していかないといけない。特に議論の活性化や論点の明確化、もしくは市民の皆様方への情報公開や情報発信、こういったものを今まで以上に推進していかなければならないという認識を持っているということを示しております。

そして第三段落に移りますと、地方公共団体の議会、我々のような市議会というのは、予算や決算、もしくは条例やその他の議案の議決権を有しております。この議決を経なければ、市長を初めとする執行機関というのは、原則としては事務の執行を行えないということになります。ですので、我々はそういった意味からも、最高の意思決定機関であるということを認識としてうたっております。

そして、我が国の地方公共団体においては、我々のような議会と市長を初めとした執行機関、この代表者はともに住民の皆さん方から直接選挙によって選ばれております。ですので、それを二元代表制というふうにいいますが、この二元代表制の中で議会の役割というのは、市長を初めとする執行機関と適切な緊張関係を持って、市長の執行状況をしっかりとチェックして評価していくということが、まず１つ重要である。そしてもう１つは、評価するだけではなくて、議会独自の政策立案をしていくことが重要であるということを認識として持っているということをうたっております。

そして第四段落に行きますが、地方分権の流れが、今後、より一層予想される中で、我々市町村もしくは都道府県に権限が国や都から下りてくる。そういった中で、我々が決定していくべき事務の範囲がこれからどんどんふえていくということが予想されております。そういったことが予想される中では、我々の責任もそれに比例して大きくなる。ですから、我々はもっと議会改革を進めていくことが重要である。今後とも議会の使命を十分果たしていくために、最高規範として八王子市議会基本条例というものを制定して、市民の皆さん方の負託に応えて、市民福祉の向上に取り組んでいこうということを示しております。前文については以上でございます。

続きまして、第１条です。前文の解説で御説明した二元代表制において、議会は複数の人によって合議を通じて結論を導き出していく。それが合議制というものですけれども、それは、１人で構成される市長、独任制の機関と対照的な性質を持っている。その性質を、合議を通じて結論を導き出していくという議会の性質をいかして、市民の皆さん方の福祉の向上、もしくは市政の発展に寄与することを目的としております。そういったことを書いております。

続きまして、第２条に行かせていただきます。第２条に関しましては、議会の活動原則を定めております。先ほども申し上げましたが、合議制の機関としての役割を果たしていくために、各号における規定を設けております。第１号になりますが、議会は、市長その他の執行機関、すなわち市の行政機関全体に対して、それらの事務の執行が適正に行われているかを監視し、そしてそれを同時に評価していくことが必要であるということを定めております。

第２号ですが、議会は市民の多様な意見を把握して、独自に議員立法などの手段をもって政策を立案し、市政に対し、その提案や提言を積極的に行っていくということをうたっております。

第３号においては、議会は原則として、情報公開ですが、会議や文書についてインターネットや文書などのさまざまな手段を通じて積極的な情報公開を行い、市民の皆さん方にわかりやすい議会運営を目指していくということを定めております。

第４号ですが、地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限が拡大していく。その最高意思決定機関の能力のそれと同時に、我々議会の能力向上も求められているところでありますので、議会はそれにしっかりと対応して、継続的に議会改革に取り組んでいくということを定めております。

続きまして、第３条に行かせていただきます。第３条では、議員の活動原則について定めております。議員は、直接選挙によって選ばれた市民の皆さん方の代表者であるということを自覚して、各号における規定をしっかりと全うしていかないといけないということを掲げております。

第１号においては、市民の皆さん方の意見を的確に把握するように、多様な民意をしっかりと把握するように努める。当然のことです。

第２号に関しましては、法令を遵守して、市民の代表としてふさわしい行動を常にする。これも当然のことでありますが、続きまして、政策形成能力向上のための自己研さんに努めるという

ことを第２号については書かせていただいております。

第３号ですが、議会は公開の議論の場であり、活発な議論を通じて結論を導き出していく場であるということを認識して、議員相互の自由な討議を重視し、各議員が積極的に発言をすることということを掲げております。

第４号でありますが、市民全体の福祉の向上を目指して活動する。この条文に関しては、少し議論があったところでありますが、こういった形に落ちつきました。議員は一部の団体や地域への利害得失ではなく、市民全体の福祉の向上を常に念頭に置いて活動するということを定めております。第３条は以上です。

◆荻田米蔵副委員長

ありがとうございました。それでは、次に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

◆山越拓児委員

山越です。私からは、第２章及び第３章について御説明をさせていただきます。

前文と議会の活動原則、議員の活動原則を踏まえ、第２章では市民の皆さんとの関係をどう取り組んでいくのかということでまとめた章でございます。

第４条は、市民参加及び意見の把握としております。多様な民意、また多様な要望をタイムリーに議会活動に反映していくためには、確かに選挙によって直接選ばれる議員であり、市民の代表者として活動するわけですけれども、適宜、市民の皆さんの意見を把握する取り組みを充実させる必要があるということが、この議会基本条例の検討の中で確認をされました。

これまでも個々の議員や会派ごとに議会の報告ですとか、市民意見の把握というのが行われておりましたけれども、今回は、議会が１つの機関として市長の提案した議案を審議するのではなくて、あるいは議会全体として政策提案を行っていくということを想定した上で、具体的な市民意見の把握、市民参加についての手法を規定しようとするものでございます。

議会への報告、意見交換の機会ということについてですが、よく議会報告会と呼ばれておりますけれども、今後、運用する中では、必ずしも議会報告会という名称にはこだわらず、出張議会、出前議会といった名称も考えながら実施をしていきたいと考えています。

また、市民による政策提案として請願等を審査するということがございますが、これも議会活動への市民参加の１つという考え方で、多様な市民意見を受けとめる姿勢を規定したものです。

パブリックコメントやアンケート調査は文書によるものであり、それ以外にも多様な方法を用いて、市民の皆さんの意見を把握するということに努めていきたいと考えておりますし、また、今回、議会基本条例の策定に当たって行っているパブリックコメントや、今回のような市民との意見交換会もその第一歩と考えているところでございます。

次に、資料の９ページ、第５条では、情報公開及び説明責任ということについて規定をしようとしています。議会の様子や、議会が持っている情報を市民の皆さんに共有していただくことが市民参加の前提でもありますし、議会は市民の皆さんに議会で議論されていることを十分に説明する責任があると考えております。八王子市議会は、地方自治法で定められた本会議の公開だけ

ではなく、既に常任委員会、特別委員会、議会運営委員会についても傍聴できるように公開し、また、会議録、委員会記録も公表しており、ホームページによっても検索をすることができるなど、改革を進めてきているところでございます。

また、議会が保有する文書の公開についてですが、こうした会議の記録だけでなく、委員会資料や、今後、視察報告書等も含めて積極的に公開を進めたいというふうに考えております。ここで逐条解説において「市の情報公開条例の定める範囲内で公開をすすめます。」と述べていることは、限定する意図ではなく、個人情報の取り扱いなど、情報公開条例のルールにのっとって対処したいと考えているものでございます。また、説明責任を果たしていく上で、議会広報、ホームページ等、多様な手法を用いて広報活動の充実に努めてまいります。

また、そのほか、必要なことについては拡大をしていきたいと思っております。

第３章は、議会が機関として市長に対する監視の役割を果たすという点で、市長等との関係ということについて定めています。

第６条は、議決事件の拡大であります。地方自治法では、地方議会の議決事件として15の項目を挙げ、それ以外の議決事件については、それぞれの議会が条例で決めることができると定めています。現在、八王子市では、八王子市議会の議決すべき事件を定める条例において、いわゆる基本構想を議決事項としております。これ以外にも議決事件を今後、追加拡大することができることを明記し、市長等の執行を監視するとともに、政策などの形成過程に議会が関与する役割を強めるという姿勢を示しています。

次に、第７条の政策等の形成過程の説明要求であります。これは、議会が市長提出議案について審議をするに当たって、その形成過程の説明を求めることができるとしています。その具体的な内容は、逐条解説にありますとおり、政策等の発生源、検討した他の政策案などの内容、他の自治体の類似する政策との比較検討、総合計画における根拠または位置づけ、関係ある法令及び条例等、政策等の実施にかかわる財源措置、将来にわたる政策等のコスト計算などを想定しておりますが、こうした資料を審議に当たって要求することによって、政策の公平性や妥当性、効果、持続性などを審議によって検証し、判断の材料としていきたいと考え定めます。これに対して市長等にも、これらの説明の要求に対し、答える努力を課しているところでございます。

次に、11ページの第８条、質疑及び質問の方式についてであります。今回、この基本条例の中で八王子市議会のうちの本会議において、一問一答方式も採用できるとしたところが、変化の１つであります。これまで一般質問あるいは代表質疑など本会議における質疑は、一括質問一括答弁方式となっています。これは複数の項目についてまとめて聞くことができる一方で、質問一つ一つと答弁が離れてしまうので、わかりにくいといった声も寄せられているところでございます。そこで、今回、１つの事項について深く掘り下げられるよう、１つの質問に対して１つの答えという方式もありますし、また、一括質問一括答弁との組み合わせといった多様な方式をとるとい

うことで、議会質問の多様性をつくることによって、市長等との緊張関係を高め、論点及び争点を明らかにし、わかりやすく活発な議論の展開をいたしてまいります。

最後に第９条、定例会の会期及び回数についてであります。これは、議会の定例会の会期をどのように定めるかということで定めた条文であります。

専決処分について定めた第２項についてですけれども、議会が成立しないときや、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないときなど、市長の判断で処理できるのが専決処分という仕組みであり、地方自治法に定めがあります。しかし、議会の議決を必要とされていることは、議会に諮り、審議の上で議決することが大原則となっていますので、議会の側もこうした専決処分が最小限となるような議会運営に努めるというふうにしたものでございます。

なお定例会の回数は、現在、年４回と条例によって定められていることを御説明しておきます。

◆荻田米蔵副委員長

ありがとうございました。それでは、次の条文をお願いいたします。

◆浜中賢司委員

それでは私からは、13ページの第４章、議会の運営及び体制の中の議会の運営、第10条から御説明させていただきます。

もちろん、議会はさまざまな意見をお持ちの方が集まるところでございます。この少数意見も大多数の意見も、それぞれを尊重しながら、議会では公平に発言の機会が与えられているところでございます。そのさまざまな意見をぶつけ合いながら、自由な議論を尽くして、それを通じて１つの結論を得ていくために、適切な議会運営をしていくんだということを第10条においては定めさせていただいております。

次に、第11条委員会の適切な運営でございます。委員会と本会議の違いは、本会議場では議員全員、定数は40人でございますけれども、全員が自覚して議場に入って、いろいろな意見を言ったり採決したりするわけでございますけれども、委員会は、それぞれの所管事項を持ちながら、八王子市議会では４つの常任委員会と、同時に６つの特別委員会を設置しております。それぞれの議員は、それぞれの委員会に散らばって、専門的に、例えば厚生委員会でしたら保健福祉に関することなどの議論を深く掘り下げ、議論するのが委員会の持つ特性であります。その委員会の特性をいかして、第11条においては、適切な議会運営をしていくということを定めております。

第２項におきましては、委員会は、論点・争点を明確にするために、委員間、委員同士で討論することができるということを定めております。これは新しく加わりましたシステムというか方式でございます。通常は、我々議員から執行機関に対してしか質問はできないんですけれども、委員長が、この議案に関しては意見の対立が激しいなどと判断した場合には、委員長の采配によって委員同士で、質問の趣旨や討論ができるというふうな仕組みが第２項に示されております。

第３項においては、委員会は、議案の審査だけではなくて、政策立案能力の向上のために、各種団体や、いろいろ方々の御意見、御要望を聞くために、会議以外にも機会を設けて懇談会などを行って、政策立案能力の向上に努めるということを定めております。

◆荻田米蔵副委員長

ありがとうございました。それでは最後になりますが、第12条からよろしくお願いいたします。

◆鈴木勇次委員

鈴木です。私からは、第12条以下の条文について説明をさせていただきます。

第12条は会派についての規定です。まず、会派とは、一般的には議会内の活動について、基本的政策理念が一致する議員のグループで結成された団体と言うことができます。この会派に属する議員数に比例して、委員会の委員や役職を割り当てる。今、議会では代表質疑、代表討論などが行われています。

なぜ会派を結成するかということですが、主義や主張、政策などを同じくする議員が、議会内の行動あるいは活動を共同で行うことで、その目的を達成するためということが言えると思います。現実的な要請として、二元代表制のもとで、提案される議案、このほとんどが市長提案ということになるわけでありますけれども、これらの議案の争点、賛否を明確にして市民に提示することが、議会の重要な役割とされています。会派内での検討を行うことにより、限られた時間内に争点を明確にし、市民に示すことを可能にしています。質疑や討論など、議会の合理的な運営が図られるという点で、大きな効果を発揮しています。

以上から、逐条解説中にもありますが、多くの議会で会派制を採用しているところです。

このほか、八王子市議会の会派についての規定は、議会運営委員会の申し合わせ事項にありまして「交渉団体（会派は所属議員３人以上とする）については、無会派議員相互に協議の上、交渉団体（会派）の結成に努めなければならない」と定めており、議会内の交渉団体という性格も持ち合わせています。会派結成に努めるという申し合わせでも明らかなように、議員は必ず会派に属さなければならないということではないわけであります。したがって、本条例でも「会派を結成することができる。」と定めました。

あわせて、第１項、第２項は、会派の基本的性格と活動について定めたものであります。

第３項においては「議長は、会派の代表者からなる会議を開催することができる。」と定め、会派代表者会の根拠を明確にしました。会派代表者会の所管事項は先例によって運営されていますけれども、本条例では、開催は議長が必要あると認めたときと定め、円滑な議会運営がされるよう、協議・調整機能を損なうことがないよう配慮した規定といたしました。

次は、第13条、政務活動費であります。これまで政務調査費といわれていたものであります。議会のさらなる活性化を図るため、平成24年８月の地方自治法改正により、政務活動費という名称となりました。ことしの３月１日より施行されています。

第１項で、活用項目の基本を定め、詳細については第２項に示すように、別の条例で定める構成となっています。交付額は、各自治体の規模や財政力により大きな差があるところです。東京都内でも23区と市町村では大きな差があります。

交付に関する条例では、交付は会派に交付されることになっていますけれども、地方自治法の規定により、この場合の会派は１人会派でも交付されるとしていることから、市の条例も同様に定められています。

次に、第14条でございます。議会事務局についての規定です。議会を機能させ、議員の調査研究及び政策立案などを行う上で、議会事務局の体制整備、機能強化を必要としていることから定

めた条文です。地方自治法にも設置について規定していることから、別に議会事務局についての設置条例でも定められているところでございます。

次に、第15条議会図書室についてですが、これも前条と同じく、議員活動に必要であるとして地方自治法に設置することが明記されているものであります。別に規定整備に条例で定めているところでありますけれども、本条例で設置目的を明らかにし、充実に努めることといたしました。

第５章は、議員の政治倫理、定数及び報酬についての規定でございます。

第16条は、政治倫理について定めています。先ほど説明がございましたけれども、第３条で議員の活動原則を定めたところで、そこでも議員の倫理心、姿勢についての基本事項が定められています。一部の団体や個人の利益のために活動するのではなく、市民全体の奉仕者として、倫理性を常に自覚して行動しなければならないと定めました。本市議会では既に議員提案によって別に八王子市政治倫理条例を定めていますので、そのことをここに明らかにし、倫理条例を遵守することを改めて明確にいたしました。

第17条、議員定数です。現在は自治体独自で定められる条例定数制度となっているところでございますが、定数を決定した当時は法律で上限枠が定められており、その当時の上限枠としては、本市は56名でしたが本市の定数条例では減員をして、40名としたところであります。第２項において、改正する場合は、基本的に視点を定め、民意の市政への反映、市長等事務執行機関の監視機能に考慮し、自治体の意思決定機関としての役割、二元代表制としての機能を損なうことがないよう、市民の意見を聞いて定めるとしております。

第18条は、議員報酬についての規定でございます。この議員報酬についても、別の条例で定められているところでございます。通常の定め方としては、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会の答申を受け、市長提案により、議会で決定をされているところでございます。第２項では、議員が提案する場合の考慮事項、及び市民意見の聴取について定めたものでございます。

次に、第６章については、最高規範性及び見直し手続について規定をしています。

第19条では、本議会の最高規範であることを宣言し、この条例のもとに、必要に応じ、ほかの条例、規則、告示等を制定することを明確にいたしました。

第20条で見直しの手続を規定しているところですけれども、私どもはこの議会基本条例を制定するに当たりまして、議会改革を意識して協働作業に着手をしたところでございます。地方議会の発展は、市民との協働のもとに、日常、ふだんから途切れることなく継続して取り組まなければ達成できないと私たちは意識をいたしました。議会が市民の負託に応えられているのか、議会の目的は達成されているのか、常に検証することを決意して、見直しの規定を定め、必要に応じて適切な措置を講ずることといたしました。

最後となりますが、第21条では、議会の組織や活動が多岐にわたることから、本条例で定め切れない事項については、本条例を最高規範として整合性を重視し、ほかの条例、規則、要綱、申し合わせ事項などについて定めることといたしました。

◆荻田米蔵副委員長

ありがとうございました。それでは、一通り説明は終了しましたので、ここで一旦休憩をとらせていただきまして、その間に御意見のある方は用紙に記入していただきたいと思います。

なお、御記入の際は、集約の都合上、１つの御意見について１枚の用紙を御利用いただきたいと思います。用紙の足りない方は、会場におりますスタッフにお声かけいただければと思います。

それでは、15分間休憩をとらせていただいて、再開は７時55分ということでお願いをしたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

会場から提出された質問票に対する回答

◆荻田米蔵副委員長

それでは、時間となりましたので、再開させていただきたいと思います。休憩の間に、大変多くの皆様から御意見を頂戴させていただきました。これから各担当から順次回答をさせていただきたいと思います。なお、大変多くの意見を賜っていますので、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、前文、第１条からお願いしたいと思います。

◆伊藤祥広委員

こんばんは。いろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございます。短い時間だったので、書くのも大変だったんじゃないかなと思います。

私のほうから、御質問を紹介しながらお答えします。素案を通読して、ごく当たり前のことと感じます。なぜ今このようなものをつくったのか、抽象的説明でわかりにくい。この議会基本条例が実現したとして、八王子市議会のあり方が今までとどう変わるのか。このような御質問をいただきました。

今なぜあえて条例化をしたかということですけど、既に今まで八王子市議会は全くルールがなくて運営をしていたわけではないということは御存じだと思います。会議規則や委員会条例、あるいは先例、今までの議論の中で、調整され決められた決定事項、さまざまなルールの中で運営

をしているのですが、先ほど安藤委員からも説明がありましたけど、今、地方分権、ますます議会の役割が進む中で、もう一回八王子市議会のあり方や原則を明文化して、基本方針といったものを定めるべきではないかという機運が盛り上がりまして、今回、制定をしよう、こういうことになりました。これがなぜ今つくったのかということのお答えとさせていただきたいと思います。

それから、どう変わるのかということですけど、今回、皆さん方からの御意見をいただいて、あるいは今パブリックコメントもしておりますので、そういった中で素案をもう一度見直して、この６月か、９月になるかで条例を制定いたします。その上で、具体的に運用の中で実際にルールを決めるということもしなければいけませんので、この目的に沿いながら、議会の基本条例という中で議会改革を進めていきたいと、このように思っております。

◆安藤修三委員

続きまして、前文の中から、二元代表制の意味ということで御質問をいただきました。二元代表制の意味というか、これは私的には意義を聞かれているのかなというふうに理解したんですけれども、一言で言うと、権力の分立というんですか、市長の執行機関、市長はもちろん住民の方から直接選挙で選ばれて、執行機関を通して執行を行います。議会というのは、同じく市民の皆さんからの代表として構成されるわけですが、その２つの機関ですね。市長の執行を監視しながら、議会の意思決定がなければ市長の執行はできないというような相互関係ですね。必ずしも独任制で全てが市長の思惑どおりにいくのではなくて、議会のチェックもしっかり働くようになっている。そういったことが二元代表制の１つの意味ではないかなというふうに考えております。

◆島内幸恵委員

私からは、第３条第４号について、一部の団体ではなく、市民全体の福祉のための施策を目指すことは、これまでの歴史から難しいものがある。どう取り組むのか、具体的にという御質問を承りました。確かに議員は市民の意見を代弁するという役割と、市民全体の福祉の向上を目指すという目標を持っております。そのために、今回、特に委員間討議についての規定を設けてあります。今までは、議会や議員が市の執行機関に対し質問をするという形を主にとっておりましたけれども、今回、委員間討議という項目を設けることによって、その提案された市民の意見が、本当に全体の福祉の向上にかなっているのかどうかということを十分に討議できる議論を尽くすことによって、この目標を達成していこうというものでございます。

◆井上睦子委員

私も同様意見で、第３条第４号について御質問をいただきました。質問事項は、活動原則で、市民全体の福祉向上には賛成だけれども、会派の存在と市民の多種多様な意見、意向との調整が大変難しいのではないかという御指摘でございます。

先ほど島内委員から、市民全体の福祉の向上を図るために委員間討議を取り入れて争点を明らかにしていくという手法をとることによって、私たち議会の議決が市民の福祉の向上になるという御回答を差し上げました。それに加えて、会派の存在と市民の多種多様な意見調整というのは大変難しくなってくるわけですが、ここはきちんと論点を明らかにし、そして市長から提案された内容についても、議会全体が合意をすれば、修正を図っていくというような作業を通じて、会派間や、多種多様な意見のぶつかり合いを調整するという機能を、議会にはこれから大きな役割として任されているのではないかと思います。そういった意味で、全体の福祉の向上を目指していきたいというふうに思っております。

会派の存在のところについて、第12条、会派を結成することができて、会派は調整機能がある

という御説明がありましたが、この条文については、素案検討段階では、会派制をとる、それから会派代表者会議の機能についても別の意見がある、そういったものを認めるべきだという意見もあったということを申し添えておきたいと思います。

◆山越拓児委員

それでは、第１章に関する御質問、御意見、御要望を含めて、大変たくさんのものを出していただきました。それで、一応お断りしておきたいのは、この答弁をもって議会の結論としているわけではないということを初めに申し上げておきたいと思います。それは、今回いただいた御意見、御要望を受けとめて、条例案を練り上げたり、変更したりということがありますので、そのことを最初に申し上げておきたいと思います。

パブリックコメントや意見交換会や議会報告会についての御意見、御要望を３人の方からいただきました。議会報告会等について、回数ですとか、具体的な開催のイメージがわかるようにという御意見をいただきました。素案を皆さんにお示しする段階では、まだそこまで具体的に詰め切れていなかったということで、今回の条例案は手法を例示するというレベルにとどまっておりますので、御意見を踏まえて、どうするかを考えていきたいと思います。

それから、一番多かったのが、請願との関係です。請願あるいは陳情の取り扱いについての御質問、御意見がたくさん出されました。政策提案として受けとめて審査をするということだけれども、もう少し具体的に政策提案の仕組みを設けてほしいという御意見ですとか、それから陳情についても請願のような紹介議員なしでも審議に入れるようにすべきではないか、あるいは請願者の意見を委員会で聞いてもらえる機会をという御意見等をお寄せいただきました。

現状は、八王子市議会の仕組みとしては、陳情は議長手元処理とする原則ですが、請願の例にならって「審査をすることができる」というふうにしております。これは、陳情の実態として、郵送で送られるものですとか、個人的なものもままあることから、そのような取り扱いをしておりますが、制度的には、請願と同様に委員会で審査することができることとなっております。

それから、委員会における請願者の発言の機会についてですけれども、請願者の方が希望すれば、委員会で諮って休憩をとった後、請願代表者の発言と、委員との質疑応答ができるという運営に今はなっております。さらに、どうするかについては、いただいた意見、あるいはパブリックコメントでお寄せいただいた意見をもとに、委員会で十分に議論をしていきたいと思います。

それから、第６条、第７条に関連してということで、重要な計画等について、議決事件の対象についてですが、具体的にということは、実は委員会の準備の段階では、率直なところ、煮詰まり切れませんでした。他市では、基本構想に伴う基本計画そのものでありますとか、そういったものも対象にしているところがありますが、今回、そこまで八王子市議会が合意に至らなかったというところでございます。

それから、市の審議会等委員への委員の選任についての御質問をいただきました。これもいろいろな御意見がありますので、どうするかというお答えはいたしませんが、市長の附属機関である審議会委員に議員がなっている場合、報酬や謝礼がある場合もありますが、それによって議員の側がチェック機能を果たせないということではないというふうに考えております。条文化については、御意見として承り、今後検討したいと思います。

それから傍聴に関して、障害をお持ちの方への配慮も含めてパソコンの持ち込みを認めてほしいという御意見がありましたので、これについては持ち帰って検討したいと思います。御了承願います。

◆中島正寿委員

中島でございます。よろしくお願いいたします。私からは、通年の会期についてお答えをさせていただきたいと思います。簡潔にいたします。

通年の会期の考え方をどういうふうにしたらいいのかということで質問をいただいているわけでございますが、御案内のとおり、通年議会、通年の会期ということで話題に上りましたのは、南のほうの市で市長が専決処分を乱発したということがございました。その反省に立って、教訓に立って、こうした考え方も出たやに思われますが、先ほど山越委員より説明がありましたように、原則は議決事件というのは議会で審議をするという建前になっております。その審議をするゆとりのない事情があるときに、専決処分が例外的に認められるということでございますが、これについては、委員の中でも意見が分かれました。どうしてかと申しますと、１つは、一時不再議ということがございます。同じ議案、議題について同一会期中に結論が出たものを、もう一度再び議論するということはやらないという一時不再議。

それから、具体的な運用ということでは、例えば通年議会では集中審議期間で協議をいたしますが、前期、後期に分かれて集中的にやるとか、あるいは４期に分かれてやるとか、さまざまな考え方が生まれています。そうした考え方の整理整頓をしなくては出せない。そのゆとりが私どもにはなかったということになるでしょうか。今後、検討していきたいということで、今回はこのようなコメントをさせていただいた次第でございます。

◆浜中賢司委員

続きまして、浜中でございます。私のほうからは、第８条の質疑及び質問の方式ということで、意見と提案というようなものをいただいております。一問一答方式をはじめとした多様な形式をとって、選択できるというような表現にして、特に八王子市の議会基本条例素案の中でもここはある意味踏み込んだといいますか、進んだところだと思います。私どももこの議論はさんざんやったわけですけれども、一問一答、そして一括質問一括答弁方式にも利点がございますので、選択できるというようなことで議論をさせていただいたところでございます。これが大変いいという御意見もいただいております。

もう１つは、質問の中に、ＩＴを活用し資料を少し改良できないかという意見がございます。

これが議会の中では、パネルの制限でありますとか、写真の制限でありますとか、質問者のほうに制限がございますけれども、これを、ＩＴ社会の中では、もう少し活用できないかということですね。これは私どもの視察でも他市ではやっていましたけれども、テレビ画面に一部資料を映し出すという方法もありました。けれども、これは条例の中の条文に入れる話ではなくて、今後どういうふうに会議を進めていこうかという中で議論されていくんだなというような感じでございますので、この第８条の質疑の方法という中には含まれると思いますけれども、議論としては、議会運営委員会の話し合いの中で、運用規定の中でやらせていただけたらなというような感じでおります。

◆鳴海有理委員

鳴海です。私からは、第５条の情報公開及び説明責任というところでお答えさせていただきます。ここでは、４名の方から議会だよりやホームページに議員の賛否と記名をしてほしいという御要望や質問がありました。

今回、この条例策定に当たっては、議会だよりやホームページに議員の賛否、名前を記名するというところについては、深く議論が尽くされなかったのかなと思いますが、同時に、昨年、議会運営委員会の中で議会だよりの見直しというのを進めていまして、今年度から、なるべく見やすい、わかりやすい議会だよりにしていこうということで、Ａ４カラー版に変更しました。その中で、議会だよりに記載する議員の議決の賛成、反対というところで、記名にしてはどうかという話し合いがされましたけれども、そこでは、必要だという意見と、必要でないという意見とがありまして、まとまらず、現状維持という結論になっています。

ですが、皆さん、自分の投票した議員がどういう採決態度をとっているのかということは非常に気になっているし、知る権利があるとも思っております。全国の議会基本条例を見てみますと、その中の５割近くの議会基本条例で、個別議員の賛否の公開をうたっている条例もあると聞いていますので、このような御意見も非常に重要な意見だと受けとめました。今後、持ち帰って真摯に受けとめて検討したいと思います。

◆鈴木勇次委員

次に、私からは、政務活動費についての御質問についてお答えをしたいと思います。

現在は別途に条例で定めているわけでありますけれども、その運用としては、一定単位で支出された額について、全て領収証を添付して報告することを義務づけております。議長と市長に報告をするということになっているわけですけれども、これらの報告書は全て公開をされているところでございます。

もう１つ、会派についての御質問をいただきました。先ほど、別の委員からも発言がありましたけれども、１人会派について認めることについての議論はしたのかということでございます。

先ほども御説明したんですけれども、提案としては、あそこに書かれているようなものの提案としてはないんです。ただ、これまでの運用として、議会運営委員会申し合わせ事項と、それから政務活動費についての交付が会派にされるという性格なので、そういう中で会派というものが現実に活動している根拠を与えられて運用されておりました。政務活動費については１人会派でも認めるということが明確にされておりますので、この条例にもそのことを明記すべきなのではないかということの御意見もありました。会派について、現実的には重要な役割を果たしているということから、本条例の中に定めようということになったところでございます。

◆村松徹委員

御質問いただきましてありがとうございます。第14条は、議会事務局についての御質問をいただきました。今回、第14条で、議会事務局の体制整備ということを明記をいたしたのは、どういう背景からかといいますと、これは国の地方分権改革の推進に関する動きの中で、地方分権改革推進委員会などでも、相当いろんな改革がなされて、議会に対する提言もかなり明確にされるようになってまいりました。そうした中で、自主立法権という考え方の中にあって、どこの地方議会でも立法機能を発揮していこう、そのためには議員そのものが力をつけていくこととともに、議会事務局の充実、強化、この体制整備が必要になるだろうということで明記をさせていただいたわけでございます。

いただいた御質問は、議会事務局の職員は、市の職員である。市長や行政に議会事務局として意見が言えるように、中立性、身分保障について規定する必要があるのではないかというような、かなり重要な、はっきり食い込むような内容ではないかと思います。

私もこれにつきましては、議会事務局はどうしても議員側のさまざまなサポート役という、重要な御意見だというふうに御指摘は受けとめさせていただきました。ただ、人事の問題につきましては、議会事務局にいるときだけではなくて、市職員として三十何年間という職務生活の中でのその方の人事というものもありますので、こうしたものも精査をさせていただき、人事の全体を含めながら、全体的な議論をしていく必要があるのではないかなと思ったところです。この御指摘につきましては、しっかりと受けとめさせていただきたいと思います。

◆鈴木玲央委員

鈴木玲央と申します。私のほうから２点の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。まず、１点目ですが、委員会のメンバーが会派の人数に左右されると、数の力で動いてしまうのではないだろうか、各会派１名でいいのでは、という御質問をいただきました。

この御質問に対しまして、今、八王子市議会の委員会条例におきまして、各委員会で定数が定められており、それぞれ10人というふうに定められております。御意見をいただきました各会派１名でありますと、この人数というものを満たさないというところもありまして、今現在、各会派の中でそれぞれ各議員の判断のもと、委員の配置というものがされておりますので、数の下で動いてしまうというよりも、それぞれの政策の中での判断になっているのが現実であります。

２点目の御質問といたしまして、第２条、第12条に関連しての質問であります。議員、会派独自の主張を持っておられる。当然のことである。しかし、現実問題として、市長派議員、議会主流派が存在しているが、市長、行政を監視できるのか。第２条、第12条はその点を踏まえてつくられているのか、という御質問でありました。

この点に関しまして、国に関しましては、議院内閣制ということで野党、与党という立場がありますけれども、地方議会におきましては、二元代表制ということで、野党、与党という分け方は基本的にはないという状況になっています。それぞれ、各会派の賛否のもと、市長の出される議案に対しての賛否によって分かれるという状況がありまして、今回、議会にいる市長派議員という野党、与党といった状況に関しては、二元代表制のもと、ここは守られている。そして、この点につきましては、あくまで二元代表制のもとで、市長、行政の監視ができているというふうに判断させていただいているところであります。

◆星野直美委員

それでは、質問・意見書の最後のお答えになります。星野です。

第12条第３項のところであります議長の権限というテーマについて、その文言についての御質問をいただいております。「議長は、必要があると認めるときは」というところになりますけれども、議長の個人の考えだけに権限を与えるのかというところなんですが、まず、そもそも議長というのは議員の代表でありますから、議長の個人的な、恣意的に議長の判断がなされているということはございません。私たち議員の代表でございますから、議長は議員の代表という立場に立って議会の運営をなされております。

そして、ここの第３項にも書かれておりますとおり、会派の代表者からなる会議というものを開催しているんですけれども、これは円滑な議会を進めるという意図から考えると、会派の代表者が開催する会議を運営することによって、議会が運営されているところでございます。

そこで、また、この質問にもあるんですが、議員の要請があった場合に、この要請を受けるような形でというふうな文言に書きかえるほうがいいのではというところでございますけれども、議長というのは議員の代表でございますので、この文言のとおり進めさせていただきたいと思います。

◆荻田米蔵副委員長

あと、追加がございますので、お願いいたします。

◆伊藤祥広委員

第11条の「委員会の適切な運営」というところで御質問をいただきました。

まず第１項ですが、お時間がなかったので、なかなか書くのが大変だったと思うんですが、御質問で、第11条第２項、委員間討議とは、委員会が開催されているときか、それとも会議前でもよいのか、こういう御質問をいただきました。

恐らくこれは、委員間討議、先ほど逐条解説のほうで御説明したときに、今までは八王子市議会では取り入れていないということで、新たな取り組みになります。他の扱いをいろいろ検討させていただいて、議案やその他、審議するものの内容について、全て一から十まで委員間討議というのをやるということは、想定をしていません。それは委員長の裁量の中で、あと、議題の内容によってやることになっています。それを休憩をとってやるか、委員会の中でやるかというのは、恐らく委員会の中でやることになるんだろうと思いますが、この御指摘を踏まえて、今後、検討していきたいと思います。

それと、第11条第３項についてなんですが、委員会は、請願者を呼んで、その趣旨が明確化されるよう、委員と懇談できるのかという御質問をいただきました。

請願者の人ときちんと趣旨が明確に伝わるように懇談ができるような仕組みなのか、第11条第３項はそういう規定なのかということなんですが、必ずしもこの時点ではそういうことを意図したものではないというふうに思っております。

現在は、基本的には紹介議員が請願の説明をして、そのあと、行政側とのやりとりというふうになりますが、今でも委員会の中で、請願者御本人から申し出があった場合、委員会の中で許可を取れれば、休憩中に請願者の方が直接説明できるという機会を設けております。こういった御意見をいただいたので、これも検討していきたいと思います。

◆荻田米蔵副委員長

それでは最後に委員長からお願いします。

◆伊藤裕司委員長

それでは、全体にかかわること、３点、御質問があります。手短に回答させていただきます。最初は、条例違反というのはあるんですか。罰則みたいなもの。括弧して、たばこのポイ捨て条例みたいなという、こういうふうな御質問ですが、基本的には条例違反ということはないものと思っております。第３条にありますけれども、法令順守は議員の活動原則になっていますので、法令とか条例とか、そういったものはきちっと守るというのは議員の鉄則だと思っています。

それから、きょうのような意見交換会は、１回だけではなくて、数回やってもらいたいという御意見がございました。貴重な御意見として受けとめます。我々、持ち帰って、前向きに検討させていただきたいと思います。

３つ目、意見の提出方法について、名前とか住所を書くのはどうして必要なのですかということでした。ちょっと誤解があるのではないかなと思うのですが、質問については任意の記入というふうに書いてあります。裏面のパブリックコメントに関しては、名前とか住所、そういったものの明記が必要になる。これは市民参加条例によりまして、そういうルールになっております。今回のパブリックコメントにつきましては、そういうルールを準用してやっているということでございます。以上、３点、回答させていただきました。

会場との質疑応答

◆荻田米蔵副委員長

各委員からの回答は終了しました。ここで若干時間が残されておりますので、会場の皆様から、わずかではありますけれども、御意見、御要望を賜りたいと思います。ある方は、手を挙げていただければ、こちらで御指名させていただきたいと思います。それでは、そちらの方、お願いいたします。

◆質問者Ａ氏

私は素案の前文といいますか、前のほうの文章で、家でずっと通読して、ほとんど当たり前のことのような内容なので、こういうものがあって、それに基づいて議会が運営されていると思ったものですから、なぜ今、基本条例なのかという質問をしました。それから、これができ上がって実施に移されますと、八王子市議会が今までとこれからがどのように変わるのか。説明がちらっとありましたけど、ちょっと抽象的過ぎてわからないので、例えば、こういうことはこういうふうに変わりますよと、何か具体例を挙げて説明していただけませんでしょうか。

◆荻田米蔵副委員長

それでは、安藤委員、お願いします。

◆安藤修三委員

それではお答えさせていただきます。具体例を挙げろということですけれども、例えば第４条の議会報告会がございますね。それを実施することによって、どういうふうに実施するかというのは、またこれから決まってくるわけですけれども、それが市民の皆さん方の御意見をいただきながら運営していくに当たって、例えば今日のように、こういうふうに全ての会派の議員が集まって、皆さん方とこういうふうに意見交換をするというのは、今までなかなかなかった機会だと

思っております。そういったことで、私どももこの機会、緊張してというか、準備をして臨んでおりまして、そういった意味では、市民の皆さん方と議会報告会などを通じて直接的に接していくことで、議員の資質だったり、政策能力だったり、知識だったり、そういったものが少しずつ磨かれていく機会になるのではないかと思うんです。そういうことが、ぱっとすぐには効果として見えにくいかもしれませんが、継続的に市民の皆さん方と一緒に向上していくようなことになるのではないかなというふうに考えております。

◆伊藤裕司委員長

補足をさせていただきますと、どう変わるかというのは、今言われたように、今まで市議会として報告会というものはやっていなかったんですね、議会の報告会というのは。個人ではやっていましたけれども、それを議会として正式に報告会を持とうということが、１つ、第４条に明記されておりますので、それが１つ大きな変わったところだと思います。

それから、なぜ制定したか。これは大変重要なところだと思っています。我々議員ですと、当たり前と思っていることが、市民の方々から見ると全然わからないというところが多々あると思うんですね。そういったことで、なぜ必要かということを我々もわかりやすくお答えしなければいけないんですけれども、先ほど伊藤祥広委員からお話があったように、今までこういったものが明文化されていなかったんですね。ですから、議会の役割というものをはっきりと明文化するということも大きな変わった点になってくる、必要性が出てくるというふうに思っております。

◆荻田米蔵副委員長

ほかにいかがですか。では、そちらの方。

◆質問者Ｂ氏

請願のことでちょっと質問と意見ですが、先ほど会場の入り口で市の請願紹介議員の件の資料を配付させていただいた者ですけれども、議会は今も切り捨て御免という態度ですね。議員の紹介、地方自治法第124条にこういう文言があるわけですけれども、紹介ということが非常にわかりづらい。具体的な規定がほとんどないということで、議員の特権であるというふうなことが一般的に考えられている。紹介になるか、ならないかということについては、請願に賛同できないものについては紹介議員になれない、なるなというふうなことが一般的にあるというふうに見受け

られます。そうすると、請願者が一人も議員の紹介を得られないということになりますと、そこでは内容審査が行われたということになって、事実上の検閲ではないかというふうに私は考えているところです。

一人も紹介議員になっていただけなかったということになりますと、議長のところにその請願が行きますと、紹介議員がいないから不受理ということになるわけですね。不服申し立てができるか、あるいは訴訟ができるかということについては、議長のそういうふうな受理、不受理は処分でないというようなことがいわれまして、不服申し立てができない、訴訟もできないということになって、まさに切り捨て御免という封建遺制の形があるという風に意味づけられます。

これは憲法第16条で請願は権利として保障されているものですけれども、これが議会の中においては憲法が通用しないという治外法権的なことになっているのではないかというふうに思います。議会の中での行政手続条例、こういうふうなものが必要なのではないかというふうに思っております。

質問なんですが、議員の紹介というのは、議員の特権、権利なのか、それとも請願者の権利であって、議員が議員として紹介、ガイド役として職務をすることになっているのかということが１つです。

それから、もう１つ、陳情の問題ですけれども、陳情は正規でないというふうなことが議会の事務局長からも言われる形でありますが、私は自治法にも、つい最近までは陳情という文言がありましたし、今回、去年で改正になりましたが、その中で、請願等という「等」の中に陳情が含まれるというふうな総務大臣の説明もありました。そういう中で法律にちゃんと根拠のあるものだというふうに思いますので、権利としてちゃんと位置づけられるべきだと思いますが、八王子市議会では陳情は権利として扱われているのか、いないのか、その辺について、議員の紹介の位置づけ、議員の行政庁としての側面で、義務として紹介というものをしければならないということになっているのではないか、その辺について２点お伺いしたい。

◆荻田米蔵副委員長

これについては、山越委員。

◆山越拓児委員

陳情をどう取り扱うのかは、確かに議会によっても差があり、これは市民の皆さんとの意見交換のすごく大事なテーマだというふうにも考えております。ただ、御指摘のような議会行政手続条例というものについては、ある意味、この議会基本条例がお申し出のあったようなことを具体化するための条例でもあるのかなというふうには考えております。ただ、今回お示ししている素案は、陳情についてそこまで踏み込んだ規定をしていないという事実はあります。

先ほど申し上げましたように、八王子市議会においては、陳情について不受理ではなく、議長が受け取って、各会派代表に写しを送付するということをしておりますので、不受理という扱いではないだろうというふうに思いますし、また、その内容によっては、請願の例に倣って審査をするということも定めておりますので、その点では不受理ではないというふうに思っております。

陳情は権利なのかといえば、もちろん一般的な権利だというふうに考えられていると思いますが、請願について紹介議員がいないときに、それが出せないのが行政処分として取り扱われるかというと、それはやや疑問があるかなというふうに思っております。

これは会派によって、あるいは議員によっても考え方が違うと思いますが、ということを前提

に会派の中には、たとえ請願に政策的には賛同ではない。しかし、議会で議論をしてほしいという意を踏まえて紹介議員になりましょうという選択をする場合もあるということだけは申し上げておきたいと思います。

終わりのあいさつ

◆荻田米蔵副委員長

大分時間も経過いたしましたので、まだまだ御意見を伺いたいところではございますが、時間もなくなりましたので、ここで終了とさせていただきたいと思います。

本日、時間の関係で御意見を伺えなかった方につきましては、お手元の資料の最後のページにございます意見書にパブリックコメントとして御記入いただいて提出をいただくこともできますので、その点もよろしくお願いいたします。お帰りの際、出口付近で回収させていただきます。

また、本日の意見交換会についてのアンケートにも御協力をお願いいたします。

それでは最後に、議会基本条例策定特別委員会の委員長、伊藤裕司より閉会の御挨拶を申し上げます。

◆伊藤裕司委員長

どうも長時間御参加ありがとうございました。きょう初めて意見をお伺いしたわけでございますけれども、大変貴重な意見と受けとめまして、我々特別委員会のメンバー、これを持ち帰りまして、まずまとめまして、条例に反映できるものは反映させていただこうと思っております。

あと、パブリックコメントということもございました。また、アンケートもお願いいたしました。そういったものを勘案しまして、これからの特別委員会で条例成案に向けての１つの大きな御意見として受けとめてまいりますので、ぜひ御期待をいただきたいと思います。

本日は皆様の御協力によりましてこのように意見交換会ができましたことを感謝申し上げて、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

◆荻田米蔵副委員長

以上をもちまして、議会基本条例素案についての市民と議会の意見交換会を終了いたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。お忘れ物などないようにお帰りくださいますようお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。